

「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和6年4月19日

法務省  
警察庁  
外務省  
厚生労働省  
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

**第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項**

**1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）**

**(1) 「木材産業特定技能1号測定試験」（運用方針3(1)の試験区分）**

**ア 技能水準及び評価方法**

**(技能水準)**

当該試験は、木材加工、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で的確にできるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5(1)の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

**(評価方法)**

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（C B T）方式又はペーパーテスト方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出し国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

**(2) 国内試験の対象者**

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各國の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 1. 木材産業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 木材産業分野の1号特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 就業者数
- (4) 「木材産業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。  
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3

- (1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（製材業、合板製造業などに係る木材の加工等）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原木等の調達・受入れ、検査工程に係る作業、清掃、運搬、積み込み等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1)「木材加工職種：機械製材作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得する技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、いずれも木材の特性や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づくものであるという点で、関連性があると認められることから、木材産業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話がで

き、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 「木材産業特定技能協議会」（運用方針5（2）ア関係）

農林水産省は、木材産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

#### (2) 特定技能所属機関等は、上記①～③の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること（運用方針5（2）イ関係）

#### (3) 「木材産業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと（運用方針5（2）ウ～オ関係）

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るために、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、木材産業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。

#### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。